

平成21年度 産業・観光施策の紹介

「産業が栄え地域がにぎわうまちづくり」に向けて取り組む平成21年度の産業・観光施策を紹介します。今年度から産業界とより層の連携を図るため、組織強化を行い、地域産業の活性化に取り組んでいきます。産業や観光関係の情報は、市のホームページ（アドレスはページ下参照）でもご覧ください。

市は今年度も市内産業の振興と都市型観光を推進するため、さまざまな施策を実施します。このうちの主な施策は次のとおりです。施策体系図＝左図参照＝もあわせてご覧ください。

◆ものづくり企業・産学官民連携等促進事業…ものづくり分野の産業について高付加価値化を進めるとため、試作品や新技術などを製品化につなげていくための支援制度を検討します。

市が目指す都市型観光の姿を示し、これを推進するため、「(仮称)都市型観光推進計画」を策定します。本年度は計画策定に向けて、基礎調査等を行います。

◆商業活性化対策事業・商店街等の組織が地域住民や大学等と連携し、歴史的建造物などの家支援事業の受講者のフォローアップなどを総合的に行う事業に取り組みます。

6000円で
6000円分の買い物

予算総額：約6億円

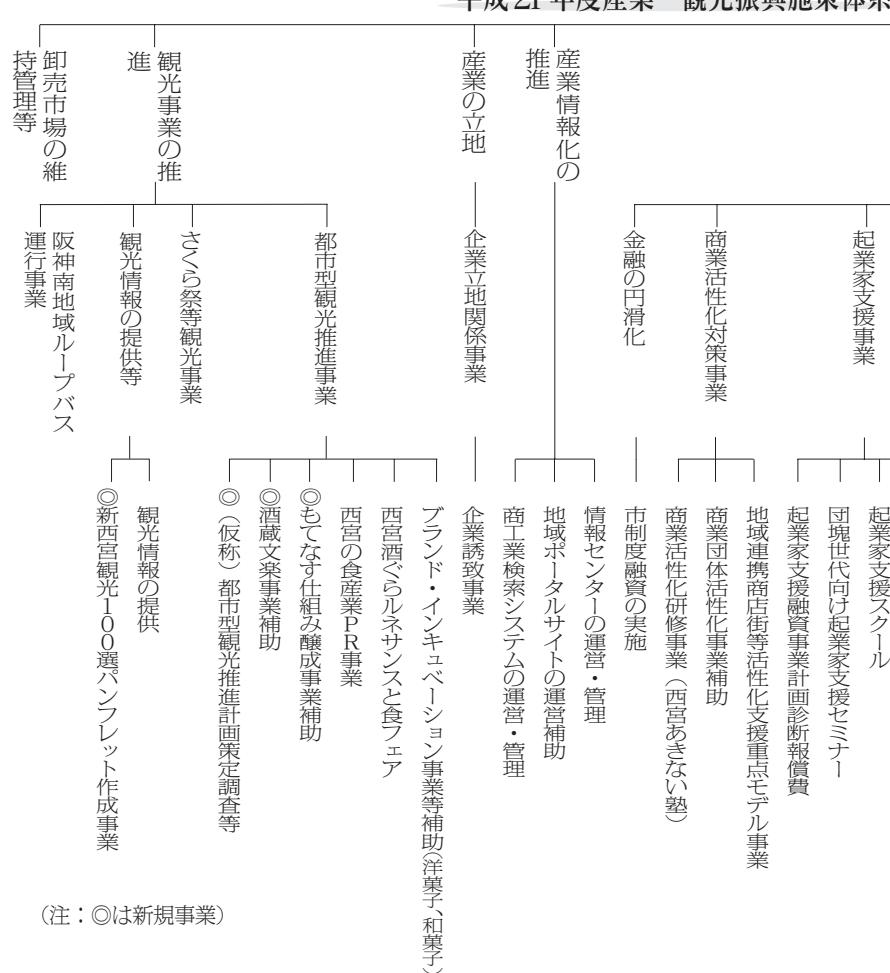
◆（仮称）都市型観光推進計画策定調査等…市は豊富な観光資源や地元産業を地域の活性化に生かしていくこと、産業活動

◆創業・経営革新予定者支援

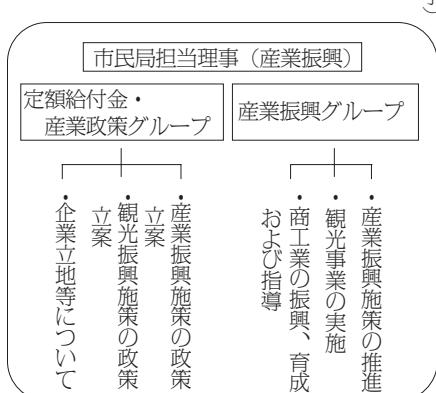
◆観光振興事業：「洋菓子遊会」や「和菓子まつり」、「クラルネサンスと食フェア」に

西宮商工会議所とともに取り組みます。西宮観光協会と連携して「さくら祭」や「再発見バスツアーワーク」を行います。

新規事業



(注: ◎は新規事業)



これがなる産業振興へ

して酒蔵を活用して開催され
る文楽公演に助成し、酒蔵地図
の活性化と市のイメージアップ
を図ります。

組織の強化

市は国が指定する「業況の悪化している業種」に該当し、次のいずれかの要件に該当する中小企業者にセーフティネット5号認定書を発行しています。この認定書は緊急保証制度を利用して民間金融機関から融資を受けるために必要になります。

【ホームページ】▽指定業種について…中小企業庁のホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp/>)▽認定申請方法について…市のホームページ「ビジネス支援」の中の「産業振興」かの「セーフティネット認定書を発行する」

対象業種である
③信用保証協会の代位弁済を受けた場合、その残高がないただし、市内での事業資金限ります。また土地のみの購入には利用できません。
資金には利用できません。
利用には別途、信用保証協会への信用保証料が必要ですが、小規模事業資金融資制度と短借事業資金融資制度は、融資額の

主な西宮市中小企業融資制度の概要(平成21年4月1日現在)

制度名		貸付限度額	貸付年利率	貸付期間
中小企業振興資金融資制度		3000万円	1.9%	運転資金7年以内 設備資金10年以内
小規模事業資金融資制度	小規模事業資金	1000万円	1.75%	運転・設備資金7年以内
	無担保無保証人特別資金	1250万円		
	倒産等関連緊急特別資金	300万円	1.5%	運転資金5年以内
短期事業資金融資制度		1000万円	1.6%	運転資金1年以内
起業家支援資金融資制度	独立開業資金	1000万円	1.6%	運転・設備資金7年以内
	新規開業資金			